

反障害通信

19. 2. 12

76号

民衆の国境を越えたユニバーサリーゼーションの運動を

最近、韓国の元徴用工の日本企業への賠償問題での韓国の裁判所判決に対して、日本政府はまさに、内政干渉としか言いようがないコメントを出しています。そもそも、日韓条約締結時の賠償で補償済みという話をしているのですが、当時は朴（朴前大統領の父）独裁政権の時代で、民意が反映されない時代の条約です。韓国は軍事独裁政権時代から、保守と革新の間で政権が揺れ動いているのですが、革新政権になって民衆が訴訟を起こし、司法がまっとうな判決を下したのですが、それは三権分立が機能している証拠なのですが、それを日本政府は、韓国政府がどういう対応をしていくのか待たないで、むちゃくちゃな対応をしているのです。

日本の司法制度は、民衆と政府が衝突する訴訟のとき、地方裁判所がまっとうな民衆の側に有利な判決を出しても、上にいくほど政府寄りの判決を出し、もしくは、立法府・行政府の裁量権の問題として司法判断を避け、三権分立が機能していないと指摘され続けています。自分の国が、そういう民主主義が機能しないシステムになっているからといって、民主主義が機能する判決を出した韓国に、行政と司法がどういう調整をしていくのかを見ないで、行政府に「なんとかしろ」などというような対応は、三権分立を認めるな、というような内容、自分の国がおかしいのに、他の国にそれに合わせろというような話、一応、民主主義を掲げる国が、そんなことを言うのがおかしいのです。

それは、日本の哨戒機に対する「韓国艦船からのレーザー照射問題」での、過剰反応にも同じようなことが現れています。

この間、安倍政権は選挙を終えると強権的国会運営をし、支持率をさげるのですが、忖度政治で、官邸の意向に沿った内容で、官僚がデータを隠蔽し、捏造し、議事録さえも改ざんしています。そして、いつも、選挙の季節になると、危機を煽り、国家主義的なところで、保守票に取り込もうとする歴史が繰り返されています。

国家主義的なことは、政府だけの問題ではなく、マスコミも、こと「国益」のようなことになると、国家の論理にのって、政府の他国の批判に乗ってしまうのです。そして革新と言われている政党の一部さえも、領土問題に関することでは政府と同じ主張をしたりして、もっと批判をしるときえ言い出す始末です。そもそも国家とは何かというとなえ返しが欠落しているのです。

グローバルゼーションが地球を覆ったときには、経済成長ということは見込めなくなります。そうすると、「先進国」においても、格差ということでの収奪によってしか、資本主義の継続がなしえなくなります。だから、「国益」ということは金持ちの「国益」に成り下がるのですが、そこでも国家主義的なイデオロギーで国民統合を図ろうとするのです。だ

から、他国との軋轢を利用しようとするのです。そもそも、国家ということにとらわれるから戦争が起きます。軍事費にかなりの予算をかけます。境を接していても、〇〇県と□□県が戦争をすることは考えられません。共同幻想の国家という枠組みで考えるから、国民統合をするために、危機をあじり、軍事を拡大させ、さらに危機的状況を生み出していく悪循環に陥っていくのです。安全保障ということは軍事だけではありません。民衆ひとりひとりの安全保障は、もうひとつ福祉ということがあるのです。それを、抑制・切り捨てていくことは国家の共同幻想を自ら崩壊させていくのですが、そのことをとらえにくくするために、マスコミ操作にも乗り出します。

それらのことは、経済政策や税制の問題にも言えます。消費税のアップ問題が出ていますが、そもそもこの間、国際的に累進課税を弱めるとか、法人税減税をしてきた歴史があります。これには、資本や金持ちが国外に逃げるとかいう論理を持ち出します。ですが、そもそもタックスヘブンとかいう状態を規制する国際的な取り組みもしないままです。また、国外に逃げるといふなら、国際協調として、逃げられない仕組み、国際的な累進課税率とか、法人税率を作ればいいだけの話です。「国際競争」といふなら、「福祉の国際競争」といふことだってあるはずですよ。

わたしはむしろ民衆の国境を越えた連帯の中で、いろんなネットワークを創り出し、それをトータルに結び付けていく評議会運動を創り出していくときではないかと思えます。そこから、各国政府に要求を突きつけていく、下からのグローバリゼーション、それは帝國的、新自由主義的グローバリゼーションと真っ向から対立することで、それと区別するために、わたしはユニバーサリーゼーションとして、突き出していこうと提起しています。

戦争法反対の運動の中で、「民主主義は死んだ」という声があがっていました。ですが、死んだのは、死に瀕しているのは議会制民主主義——間接民主主義で、直接行動—直接民主主義は逆に官邸前—国会前の抗議行動で盛り上がり、草の根の地域の運動として広がっています。

わたしはインターネットが広がっている時代、インターネットでの不正問題や、インターネットシステムによる民衆支配の防御策をきちんとして、直接投票による民意による政治システムを作っていくときではないかと考えています。原発や沖縄問題での民意の無視が続いている時代です。三分の二以上の反対がある法案もどんどん通っていきます。よく、直接民主主義をいうと、「衆愚政治」をいう差別的なことばを使うひとがいるのですが、あえて、そのことばを使うと、今一番の「衆愚」は、差別発言をもう何回も繰り返しても副総理の位置に居続ける政治、「ヤジをとばすな」と言いつつ、自分が答える立場にありながらヤジをとばす首相の存在自体に、その言葉を返すことです。

これらのことは、民衆の側からの国家の枠組みを超えた連帯から、各国国家への圧力、そして民衆の評議会運動的なことの世界運動——ユニバーサリーゼーションの運動で、世界的な運動の広がり「もうひとつの世界が可能」(註)になるのだと思っています。これまでの「国家権力の奪取」といふ政治を軸に考えるのではなく、直接民主主義の実現の中で、関係性総体の変革へ構造的な変革に進んでいき、評議会運動が政策の実現を担うようになっていく、そういう運動とその運動が切り開く可能性があるのではないかと考えています。そういうこととして改めて「もうひとつの世界は可能だ」といふ突き出しもでき

るのです。

註 「もうひとつの世界は可能だ」というのは、オルターグローバリゼーションを唱えたスーザン・ジョージか、その流れの中で出て来たことばです。ただ、「もうひとつの世界」のイメージが抱けない事態になっています。それは「社会変革」を目指した運動の破綻の総括がなされない中で、「もうひとつの世界」があいまいになって行ったのだと思います。今一度、その総括が求められているのだと、歴史の勉強に取りかかっています。

(み)

(『反差別原論』への断章(6)」としても)

読書メモ

今回は、障害問題関係の雑誌『季刊 福祉労働』の読書メモです。季刊ながら雑誌にはニュースという側面があり、積ん読することではないのですが、他の課題でまとめ読みをしていた関係で、積ん読してしまっていました。今回3冊、そして掲載できず次回に回すのが1冊、さらに読みかけが1冊、まとめ読みしていました。おかげで、この雑誌の位置—大切さを感じていましたし、また草の根の運動を知り、そのネットワーク作りの課題のようなこともとえられました。思いもかけない収穫です。それが、今回の巻頭言にも繋がって行きました。

たわしの読書メモ・・・ブログ 481

・『季刊福祉労働 157号 特集:障害者差別解消法・権利条約から障害者の暮らしを見直す』
現代書館 2017

雑誌は貴重な情報源で、しかも、定期刊行の雑誌は最新の情報を伝えてくれます。で、積ん読するなんてありえないのですが、ひとつのテーマで集中学習をしていると、ついつい、積ん読してしまっています。もうひとつ、一般に雑誌は全部読むのではなく、ピックアップして読む場合もあります。また、この『福祉労働』の最近の号は、だいたい、貴重な情報を読み落とすのではないかと、ピックアップしないで、全部読んでいるのですが、読書メモはピックアップしてコメントしてしまいます。この「読書メモ」は、著者との対話、そして読者との対話という意味で、ブログへのアップをしています。ですが、そもそもは、「読書メモ」という個人的な備忘録という性格があるので、ついつい、自分の関心事でメモを書いてしまいます。他のひとが読むとまた、ピックアップが全然違ってくるもので、文を書いているひとたちは、いろいろな思いをもって書いていることで、その思いを考えると、取捨選択するということ自体が、とんでもないことをしているという思いも湧いています。で、そもそもそれはどういう本や雑誌を読むのかということ自体で、自分の限られた時間の中での読書計画、何を読むのかという一方で、むしろ何を読まないで済ませるのかということの取捨選択をしてしまっているわけです。何度か書いている、「読書メモ」の性格を確認のために書き記しました。

で、今回は、一度雑誌で書かれている文にすべて、簡単でもメモを書いてみようと思います。

見開き写真・文 新居真理「人工呼吸器を付けて2泊3日。親の付き添いなしの修学旅行記

巻頭 (インタビュー) 黒岩祐治神奈川県知事 (聞き手) 河東田博「辛い悲惨な事件への想いを県民相互に共有し、「ともに生きる社会かながわ」を実現していきたい」

やまゆり事件の後、取り壊して同じものを立て直すという要求が「家族からでていた」中で「障害者」当事者を中心に、地域で生きる、地域生活移行という提案がでて、知事もその意見を一部取り込み、小規模化ということに切り替えたという話です。もっと踏み込みが必要なのですが、急に地域生活移行といっても「選択肢をもっていない」というところで、小規模化ということなのですが、そもそもそういう「選択肢をもっていない」ひとを生み出してきた責任から問題になるのですが、とにかく「日本の障害者福祉のあり方に大きな影響を与え、誰もが地域で共に生きていくことができるようになることを願っています。」というところで終わっています。

特集:障害者差別解消法・権利条約から障害者の暮らしを見直す

野澤和弘「障害者差別解消法施行から一年」

法が機能していない現状と逆に意義のあるところを指摘しています。働く場での「合理的配慮」の問題やインクルーシブ教育の中身を具体的に提起しています。また、福祉分野における「合理的配慮」の問題も取り上げています。人手がないからできないということ批判しつつ、その反批判的なことも書いています。また警察の取り調べの際に、「障害」特性を理解した付添人必要性や、成年後見制度の問題など多岐にわたって指摘しています。最後に新しく作られたマツダスタジアムがアメリカADA法下での大リーグの球場を視察したところで設計されたという明るい話題で、話を終えています。

佐藤聡「アクセス分野における差別と合理的配慮の実態—差別事例収集と差別解消ガイドラインづくりの提言報告から」

過度な負担という中身をとらえ返そうとしている論攷です。

白井誠一郎「日常生活における差別と合理的配慮の実態—差別解消法の見直しに向けて」
具体的事例を挙げています。この文を読みながら、役所に「障害者」が入っていく必要性を考えていました。

今村登「福祉サービス利用における差別と合理的配慮」

どのような場合が合理的配慮に反するのかを詳しく展開しています。

橋本智子・高村リュウ「障害者差別解消法で学校は変わったのか—法施行後に寄せられた相談事例から」

2013年の施行令により、親の選択権が一応尊重されるようになった、ということで、現場の闘いで、現実にはできることが考えられるという状況が書かれています。もちろん、きちんとした情報提供がどこまでなされているのか、選択権といっても、実際強制のシステムのことを考えなければならないのですが。

崔榮繁「司法分野における障害者の差別解消のために」

司法は、今、ゴーン日産前会長のやりとりが問題になっていますが、日本の司法手続きのひどさが歴史的にあります。裁判傍聴とか、拘置所でのろう者への面会時の制限とか、通達が過去にあるのに、ちゃんと周知徹底されていないとかの問題も繰り返して起きています。根本的にとらえ返す必要があることです。

清水建夫「雇用・労働における障害者差別」

常勤勤務しているのに、非常勤になっている「障害者」雇用の差別的現状が書かれています。

林芳江「障害者差別解消支援地域協議会における議論から—北九州市からのレポート」

「身体障害者福祉都市宣言」をしている北九州市からのレポート。北九州市の「自立支援事業協議会」と「差別解消支援協議会」の関係をとらえ返したレポートです。

石川准「権利条約締約国審査と市民社会の平行レポート作りに向けての提起」

国連の権利委員会の委員を務め、日本の障害者政策委員会の委員長を務める石川さんの、国連への平行レポートの勧めです。外圧で、日本の福祉政策が進むという悲劇的現状があるのですが、それでも、そういうことを使っていくというところで、貴重な提言です。

臼井久美子「(コラム) 女性と障害の複合した差別状況に発して」

女性と障害の複合差別を問題にし、差別解消法に女性条項を織り込む必要を提言しています。

東京香「(コラム) 障害者権利条約十二条(法的能力)と成年後見制度—親の立場から「成年後見制度」を裁く—」

後見人制度は、「障害者」を「将棋の駒」のようにするという鋭い指摘です。

塩屋隆男「(コラム) 身体障害者補助犬法、障害者差別解消法についての考察」

そもそも補助犬法の存在自体が知られていない、という状況を押さえて、広く知って欲しいとの思いで書かれた文です。議員立法の問題点も指摘しています。

インターチェンジ 交差点

小園弥生「(行政の窓口)「非正規シングル女性の社会的支援に向けたニーズ調査」をめぐって」

石田力「(施設から) 美深のぞみ園施設解体の記録①—スタートラインは地域から」

施設のもつ意味を考えさせてくれる文です。

堀井二実「(保育所の庭) なんて走ったらあかんの？」

「古典的エーラス・ダンロス症候群」と規定される「指定難病」の子どもとのふれあいの記録です。

奈良崎真弓「(街に生きて) 本人の会活動について」

本人の会の意義を訴えています。

大和俊広「(教室の中で) 学校は、子どもたちの「生活の場所」」

「数値化、計算化できない学力」というとらえ方を示しています。わたしの中でグールドの『人間の測りまちがい』という本とリンクしていました。

障害学の世界から (第八十回)

長瀬修「台湾の建設的対話と総括所見—障害者権利条約」

ちょうど、特集の石川さんの文と連動しています。権利委員として台湾の総括所見を担った経験と内容を書いています。

障害者の権利条約とアジアの障害者（第二十八回）

中西由起子「権利条約の政府報告③第一―四条からの障害の定義」

障害の定義で、「社会モデル」の混乱的情况を指摘しています。

季節風

古庄和秀「障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク全国大会のご報告―過去最多の四〇名が結集-入部香代子初代代表を偲びつつ、原点を確認―」

豊中市議会議員として「障害者」地方議員の草分け的存在だった入部さんを偲ぶという意味ももって開かれた、議員と議員に立候補するひとたちのネットワーク、その大会と、その大会に合わせた活動の動きを伝えてくれています。

長野一郎「羽田増便計画による低空飛行の問題点―騒音だけでない落下物の恐怖」

「視覚障害者」の立場から、騒音や落下物の恐怖などのまさに「社会モデル」的意味の障害の指摘です。

社会を変える対話―優生思想を遊歩する（第七回）

森達也×安積遊歩「生きる価値が問われる社会ではなく、生きることに価値がある社会へ」

安積さんの対談のシリーズ、今回はオームの取材などで、犯罪の問題を追求している映画監督・作家の森達也さん。

森さんの犯罪がどういった不足から起こるかの指摘①幼少期の愛情の不足②成長期の教育の不足③現在の貧困 安積さんの、恐怖なく安心して子どもが産める社会をとという提起が印象に残りました

現場からのレポート

清水裕「地域移行の過程で商品化される障がい者―社会福祉法人釜ヶ崎ストロームの家で起こった事件から障がい者の人権回復について考える」

福祉の現場の生々しい「障害者」と施設の対立関係を、「障害者」側に寄り添おうとした立場から書いてくれています。

山本勝美「新たな優生手術被害者の決起」

今、話題になっている優生手術被害者の決起の状況を報告してくれています。

桑本謙「第十八回「障害児を普通学校へ-全国連絡会 全国交流集会 in くまもと〜ママ、どうしていっしょの学校に行けないの？」報告」

大会の報告、現場の運動の息吹を伝えてくれています。

連載 「当たり前」をひっくり返す―フレイレ、ニリエ、バザーリア（第九回）

竹端寛「批判的な探求者」

連載で、注目しているシリーズです。フレイレの銀行型教育ではなく問題解決型教育の提言を、自らの大学教員としての実践から取り上げています。コード化と脱コード化という観点からも押さえ、ルソーと的的な教えることは教えられることという対話型の実践です。ヘーゲルの正―反―合という概念での実践にもなっているということも書いています。次回で、連載が終わっているようです。

読者の広場

読者との対話として設けられたコーナーです。

編集後記

堀さんの短文ながら印象に残る論攷には注目しています。

たわしの読書メモ・・ブログ 482

・『季刊福祉労働 158号 特集:学校における合理的配慮と親の付き添い問題』現代書館 2018

雑誌積ん読していたもの集中学習の2冊目です。今回は、細かいメモを残したのですが、先を急ぐので、タイトルはきちんと書いて、簡単なメモで、ちょっと印象に残った文を精細なメモにします。メモが少ないといっても、それはわたしの主観のようなこと。タイトルを見て、関心のあるかたは本文にあたってください。という断り書きを書き置きます。今回は著者・著書の書体が違っているので、別の書体で導入的な文を書き、引用は「」で、それに対するコメントを斜体にします。

見開き写真・文 小川道幸「パンジーメディア—知的障害者が発信する放送局」

すごく興味深い試みです。

特集 学校における合理的配慮と親の付き添い問題

・南館こずえ「障害者差別解消法が問いかけるもの——学校教育における障害を理由とした差別の解決に向けて」

「障害の社会モデル」の混乱がそもそもあるのですが、この著者は行政サイドのひと、で、余計、「社会モデル」の考え方が医学モデルの方に引き寄せられているようなのです。文を引用して具体的にコメントしてみます。

「能力によって差別されない学級づくりは法律で規定できるものではなく、それを志向する人々の努力でしかなしえない。」要旨 8P と最後の文 17-8P・・・何かおかしいのです。精神主義です。制度や体制から来る問題を、努力の問題にすり替えてはならないと思うのです。

「障害によって生じる社会的障壁」「障害に基づいた障壁」12P・・・二昔前の ICIDH の因果論的医学モデルでしかありません。

「障害のある子ども及び保護者からの申し出を起点にして始まる。」13P・・・申請主義が何をもたらしてきたのかという負の歴史を押さる必要があります。

「当事者から見た場合には、障害者差別解消法の合理的配慮を求めるのか、それとも教育的配慮を求めるのかという違いになるが、重要なのはプール学習での着替えやトイレ利用での適切な対応がなされるべきでという点であって、その対応を何と呼ぶのかということだけではないかと思う」12-3P・・・何と呼ぶのかという問題ではなくて、必要な援助は何かということです。それが「合理的配慮」ということばの持ち出しであいまいになっているのです。

「この時、求められた配慮内容を学校が過重な負担があると判断した場合は、合理的配

慮の提供をしなくても良いと誤解している場合がある。」23P・・・そもそも、問題は どうして「合理的配慮」などというあいまいな概念が持ち出されてきたか、という問題がある のです。権利条約の議論の始まりにおいて、「必要な援助」ということで議論されていたこ とが、権利条約成立のためには各国政府の承認が必要だからと、「過大な負担にならないよ うに」というところで、この言葉が持ち出されたのです。だから、行政の方の議論も、何 を保障しなくてもいいかというところで、話を進めようとする錯誤さえ起きています。著 者の言っていることは、当事者の意見をとりあげるシステムがあるという話です。そして、 そのシステムを19Pの図で表しています。確かに、対話のシステムを作っているところは 評価できるのですが、予算がない、金がでないというところで、切り捨てられていくので す。

「申し出をした学生に、どのような社会的障壁が生じているのか、明らかにされていな い。」14P・・・これは「社会モデル」的にいえば、社会が創り出している障壁で、「障害を 被っている」という考えになります。「社会モデル」ということが、ほとんどとらえられて いない状況が出てきています。

「障害がある事で障害のない人と同じスタートラインから離れているのかを特定できな ければ、合理的配慮を提供する「合理性」を導き出すことはできないからである。」14P・・・

「障害者が障害をもっている」という医学モデル、個人モデルの考え方で話を書いて、 競争の機会均等というとらえ方になっています。競争原理や「合理性」などということが 障害差別の根拠になっていくことをわたしはとらえているので、どうもこういう考えは「障 害者運動」からとおいところにあるとしか思えないのですが。

「障害のある学生に対する紛争の防止」18P・・・「紛争」ということはまさに障害をと りのぞく義務が自分たちにあることをとらえられないひどい文言だとしかいいようがあり ません。学生から提起・抗議される以前に解決する問題なのです。

この間、「合理的配慮」のはなしが続いています。また、役所関係を中心に、「何が合理的 配慮なのか」という、事例研究の文書が出され、施行令や通達やパンフのようなものも 出されているのですが、そもそも、「障害者」の障害－障壁を取り除く義務は「社会」にあ り、どういう障害があるのかという研究や議論として進むべきところ、本末転倒のような ことが起きているのではないかと思えます。そもそも「社会モデル」ということがとらえ られないところから来ているので、そのあたりのことをきちんと整理・深化させていくこ とが必要だと思っています。

いろいろ批判的なことも書いていますが、この巻頭言的文は、行政がどのような論理で 進んでいるのか、そしてその矛盾をとらえ返すにとっても大切な資料でもあります。

・海老原宏美「自分の人生を主体的に生きるために」

人口呼吸器をつけ自立生活運動を担って、しかもそれを運動的に広げて行こうという「障 害者運動」当事者の文です。今、注目されているひとりです。親がいろいろな策略を巡ら し、親が子どもを「獅子の子おとし」のように突き放すことによって、自立生活運動の担 い手になっていくというパターンがとらえられます。周りのひとを巻きこんで、「人サーフ イン」とか、周りのひとが本人の意見を訊いてくれる状況を作っていく、いろんな形で、 自らの支援の態勢をつくり、そして制度のことも考えていく、当人が動き出さないと何も

起きないというところで切り開いてきたひと。

印象に残った文「今、私が大人になって感じることは、「どんな障害であっても、地域社会で生きていくには人の手をたくさん借りる必要がある」ということです。教育とは、社会で生きる力を身につけるためのものであり、そのために障害がある人が学校生活で何を学んでおく必要があるかと聞かれたら、「自分ができないこと、苦手なことを知り、それをどう人に伝え手を貸してもらうか、のスキルを身につけること」だとわたしは答えたいです。それは同時に、障害のない人が「何ができない人、苦手な人がいたときに、どう手を貸せばいいか、のセンスを身につけていくこと」を学ぶことでもあるのです。だからこそ、インクルーシブ教育の推進が欠かせないのです。」 26P

・平本 歩「人工呼吸器をつけて普通校へ通って」

医療的ケアを必要とする、パクパクの会で当事者として活動しているひと。きちんと自己主張できるひとです。

・下川和洋「医療的ケアを必要とする子どもの保護者等の学校付き添い課題と合理的配慮」

医療的ケアの必要な子どもたちへの実施状況を丹念に洗い出してくれています。

・小田智子「普通学級と特別支援学級を経験して——同じ空間で一緒に学び合うためになくしてはならない「安心」」

子どもが、普通学級と特別支援学級を行き来して、同じ空間で一緒に学び合うために何が必要なのかを指摘してくれています。文の要旨のところの最後で「一緒に勉強できないのは子どもたちのせいではないはずだ。」 44P という言葉がまさに「障害の社会モデル」の考え方なのだと思います。その文は本文の中にも出て来ます「目の前の課題に一生懸命取り組む様子は普通学級の子どもたちも見習うところがあるのではと感心した。なぜ、この子たちはここにいてみんなと違うことをしなければならないのか。人間関係を育てようとするとき、様々な人間と日頃から接してたくさんの経験を積む必要があり、常に友達の見本が周りにある環境は欠かせないだろう。誰もが同じ空間で安心していられるための工夫をする、という視点が抜け落ちたままで「教室を分けるのはあなたたちのため」という学校の考え方は受け入れ難かった。一緒に勉強できないのは子どもたちのせいではないはずだ。」 46-7P

・高村リュウ「高校受験時の配慮と「〇点」の壁——今こそ高校は希望者全入を」

「〇点でも高校へ」の運動の立場で、定員内入学拒否の批判をしています。

・樋口早苗「ノートテイカーとしてかかわるなかで」

「聴覚障害者」のためのノートテイクをしていて、ノートを余りみていなかった子どもが、変わっていき、高等教育まで進み、変わっていく様子を、自分自身のノートテイカーとして教えられたようなこととして書き記しています。

・山本宗平「障害のある教員だからこそできることは——地域の学校で育ち地域の学校で働く立場から」

「視覚障害者」の立場で、地域の学校で学び、地域の学校で教える立場から、いかに「障害者」の教員が、地域の学校にも必要なのかを示してくれています。

「障害者」に対してもつ差別的意識を反転させてくれる文章「母がよく言っていたのは、「クラスメイトたちは視覚障害者の仲間が身近にいてラッキーだ」ということだった。私

もそれには強く共感する。多くの場合は視覚障害者の人が近くにいない状態で育っていくわけだが、あ那时的クラスのメイトは少なくとも社会に出て初めて障害者に会うということではないので、障害者に会って「どうしよう」と戸惑うことは少ないのではないだろうか。「インクルーシブ教育を受ける障害者」も増えてほしいが、同時に「インクルーシブ教育を受ける健常者」も増えてほしい。それこそインクルーシブな社会に近づけるのではないだろうか。」 70P

文の最後「「目が見えないから無理やろ、と最初思ったけど、ちょっとやり方を工夫しながら、あの人はあの人でまあそれなりに楽しそうにやっていたな」と。「つまずいたときにはちょっと考え方をやってみたら、突破口見えてくるかもしれへんよ」。これが私が生徒に大事にしてほしい「生きるヒント」なのである。そんな「生きるヒント」を学んでもらうために、少しでも自分が教材になりたい……。そんな気持ちを大切に、これからも教員生活を続けたい。」 75P

・高木千恵子「合理的配慮で、どの子ども共に学ぶ学校に」

いろんな学校に勤務しながら「障害児教育」携わり、「障害者運動」にも関わって来た立場で、「共に学ぶ」という突き出しをしています。

そして、教えることは学ぶことの実践を子どもたちから学んできて、実践してきた様子がうかがえる素敵な文です。

「Tさんの行動を規制するのではなく、Tさんの行動をみんな理解すればいいと考えるようになりました。それでTさんに認める行動は、クラスみんなにも認めるよう考えました。」 81P

「私の頑な思いをゆるめてくれたクラスの子どもたちでした。」 82P

「教育って、よい意味でも悪い意味でも想定外の出来事の連続です。だから、難しくもあり楽しくもありなのだと思います。」 83P

インターチェンジ 交差点

石田 力「施設から 美深のぞみ学園施設解体の軌跡②一息を吹き返した施設入所者たち」

連載記事、施設の解体で「息を吹き返す」「障害者」の様子を描き、施設ということの矛盾を示してくれています。

押部香織「教室の中で おとなが変われば、学校は変わる!?!」

いろんなエピソードを紹介し、「共に学ぶ」の教育を説明し、その実践を紹介してくれています。すてきな文「そして実際に小学校で勤務すると、「分離別学」はおとなだけの考えであることに気がきました。子どもたちにとって「共に学ぶ」ことはあたりまえであり、特別なことではなかったのです。」 87P

小園弥生「行政の窓口 自助グループは社会資源」

自助グループを「市民によるもう一つ相談室」ととらえた、役所の方からのアプローチを考えて仕事をしているひとの大切な提起です。

奈良崎真弓「街に生きて 私の宝物——支えてくれる人たち」

奈良崎さんのバイタリティに共鳴してうごくひとたちとのふれあい模様を描き出してい

ます。

障害者の権利条約とアジアの障害者 第二十九回

中西由起子「権利条約の政府報告④－5条 平等と不平等」

アジアの「障害者権利条約」の政府報告をとらえ返しながら、各国の障害問題での対応を連載で詳しく報告してくれています。

気になるところ「刑事手続法においては、聴覚障害者の容疑者の尋問の際に手話が堪能な職員が参加しこの状況は記録され、聴覚や視覚の障害の被告の弁護を任せられる人がいない場合、裁判所が弁護人となる法律扶助が提供される。」99Pとあるのですが、国や国の機関が代行すると逆に問題になることがあります。もっと、民衆の運動のサイドからのサポートを考える必要があるのではと考えています。

季節風

曽根直樹「日本障害者虐待防止学会の設立」

「障害者虐待防止」ということが学会設立まで至ったようです。

わたしは「障害児・者」への虐待関係の裁判支援をしていたのですが、「防止」というより、もっと虐待が起きてくる構造というようなことを押さえたところで、それが起きないような社会変革ということまで、考えていかななくては思ったりしていました。

池田直樹「J Rエレベーター増設を求める訴訟の意義」

関西で、「障害者」関係裁判の弁護士を勤められてきた池田さんの貴重な提起。特にJ R西日本の根深い差別的体質を暴き出してくれています。

宮澤弘道「書評 大森直樹・中島彰弘編著『2017小学校学習指導要領の読み方・使い方——「術」「学」で読み解く教科内容のポイント』」

学習指導要綱が教員の主体性ということをネグレクトしてこまかく規定され、道徳教育とか持ち出されている、また「非科学的内容」さえ持ちだれていることを指摘した本で、その本の中に「教科教育として教えることができる内容」と本の著者が思うことにアンダーラインが引いてあるとのこと。なお「特別の教科 道徳」の内容には一切アンダーラインが引かれていないと指摘しています。

現場からのレポート

近藤竜治「第二十三回ピープルファースト大会 in 広島の記事」

ピープルファーストのひとたちのエネルギーあふれる活動を感じる報告です。

笠柳大輔「第六回D P I 障害者政策討論集会 報告」

「相模原障害者殺傷事件」についての集会の議論を紹介してくれています。

で、注目すべき論攷として「暴力をふるってしまう側がどんな状況に置かれがちなのか調べたり、インタビューをしてきた。驚くことに結論は被害者と同じだということだった。」113P「どれも加害者個人の問題ではなく、その人を排除した社会の問題にアプローチをしないといけないが、なかなか実現していない。この相模原事件を、加害者、被害者の問題を切り離して論じるのではなく、どちらも社会的なアプローチが必要な問題なのだという方向で考えていかななくてはいけない。」113-4P・・・*犯罪の社会モデル的アプローチ*

もうひとつ、施設を小規模化してグループホームにしても問題は解決されないという主

張もされています。

トップキーワードとしての「思いやりと優しさ」—海外の文献での compassion117P・・・
compassion はむしろ「互いに思い合う」、「共感」ということではないでしょうか？

論文

二文字理明「障害者にとって「人間としての尊厳」とはなにか？——障害者の権利条約 第十七条の日本政府訳に対する疑問」

「障害者の権利条約」の17条に、キーワードとして英語では integrity があるのですが、日本政府訳では「そのままの状態で保護すること」となっていて、それは「人間としての尊厳」と訳することという著者の指摘です。他の日本語訳は integrity インテグリティーとか原語を使うか、「不可侵性」とかいう訳語になっているようです。著者はスウェーデンの福祉を研究しているひとのようです。で、スウェーデン型、北欧型福祉をモデルにして、日本にもそれをもって来ようとしているのだと思います。ただ、日本語訳ですが、「尊厳」という言葉で言えば、「尊厳」というところから、ヨーロッパでは、「尊厳死」のような概念も出てきていることも押さえておく必要があると思います。「そのままの状態」という概念は、「ありのまま」ということに通じていて「保護する」ということは差別的で論外ですが、個性論的な突き出しにも通じています。このあたり、西洋的世界観と東洋的世界観の対立の様相もあります。パーソン論批判ということも含めて、北欧思想を押さえ直すときにこの integrity、スウェーデン語の integritet という概念を押さえる作業が必要になるのではと考えています。

連載「当たり前」をひっくり返す——フレイレ、ニイリエ、バザーリア 最終回

竹端寛「自由こそ治療だ」

かなり長い間の連載の最終回です。現代書館から本にもなっているようです。最終回で、ここで終わっているのでも、改めて全部読み直したいのですが、ちょっと余裕がありません。本を買い求め読んでメモを書くかもしれませんが、とりあえず、全体像が見えたところで、コメントして置きます。

連載のタイトルにもなっている「「当たり前」をひっくり返す」の「ひっくり返す」はパラダイム転換ということに通じていて、わたしもパラダイム転換的なことを考えているので、共鳴すること多々あります。ただ、わたしが援用している廣松パラダイム転換論は、哲学的な実体主義から関係性の一次性論という転換の内容をもっているところで、少しズレてしまいます。まあ、それでもというか、そちらの方が、読みやすい分かりやすい論攷になっています。ただ、「精神障害者」当事者から、バザーリア批判とかも出ているようで、まあ過渡的に評価すると、なることなのだと思います。そのあたり、もう少し論考が必要になっています。

さて、ことばの宝庫のようなこと、言葉的な切り抜きが多くなりますが、メモを残しません。(太字は小見出しです)

関係性に注目する

「癌を「器質的な」存在と捉え、その癌を除去することを目指す。これはごく「ふつう」の医学のありようである。しかし、癌も糖尿病も脳卒中も精神疾患も、「ある社会的脈絡の

なかで生じる矛盾」である。他ならぬ「私」において、ある「歴史的瞬間」に生み出される。それはもちろん「生物学的」な変化なのだが、ストレスや睡眠時間、食生活や対人関係といった「生態学的な変化の産物」でもある。そのような意味で、「あらゆるレベルの構成要素の相互作用」から生じる「矛盾の産物」である。これを狭い意味での「原因—結果」という因果論で焦点化した場合、「生物学的」な説明はできても、他ならぬ「いま・ここ」の私にそのような「相互作用の産物」として出現した「矛盾」の全体像を示すことにはならない。「生物学的」説明とは、「あらゆるレベルの構成要素の相互作用」を「器質的な肉体」の一部位の変化や問題へと縮減して、一側面を説明しているだけである。それはあたかも「タケバタヒロシは大学教員である」と説明したところで、「竹端寛」の性格や志向性、家族関係や最近の体調を説明したことにならない、というのと同じである。」125-6P・・・このところは、まさに関係論的とらえ方です。そこで、廣松物象化論的などところの関係論と対話していくと、「あらゆるレベルの構成要素の相互作用」というとらえ方は、要素還元主義になっています。要素が集まって全体を構成しているのではないので、要素を羅列しても総体はとらえられません。むしろ関係性というところから、要素的にとらえられる項を押さえていく必要があります。要素還元主義は因果論にもつながっていきます。このところは、「要素」ととらえられることは、関係性の網の目の結び目のところを実体主義的にとらえることから起きてきていて、網の目は、網という総体の中の項として存在していて、網を離れて、結び目は存在しないとなります。そこで、もうひとつ、網という言い方自体が、まだ実体主義に妥協した仮の表現で、ひとつの実体主義になっているということも押さえねばなりません。これが構造主義批判にも繋がっています。また、「障害の社会モデル」の限界として、「社会を実体化している」という批判にもなっていることにも繋がるのです。もうひとつ、廣松役割理論的などところからとらえ返しておくと、「タバタヒロシは大学教員である」というのは、大学教員と大学生との役割関係の項同士の関係であって、他の無数の役割関係のひとつであって、関係性総体から役割が構成され、ひとの関係性がとらえられるとなります。「相互作用」という言い方自体が、項を実体化した言い方になっていて、廣松さんは「相作」という言い方にしています。竹端さんもパラダイム転換ということを展開しているのですが、現代物理学のパラダイム転換はニュートン力学の実体主義的などところを批判した量子力学として現れていることを押さえると、実体主義批判の総体を押さえようとしている廣松さんのパラダイム転換論を押さえると、ここでのパラダイム転換ということの位相がより明確化して行きます。

「眠れないなら、睡眠導入剤を処方しよう」。これは二十一世紀の日本の診察室で、普通にやりとりされる会話でもある。だが、それは「不眠症」という「結果」＝「矛盾の産物」の背景を理解することなく、睡眠導入剤により、その「結果」を物理的（時には暴力的）に消し去ろうとする営みである。一方バザーリアが述べているのは、「不眠」を「形作っている生物学的なもの社会的なもの心理学的なものといった、あらゆるレベルの構成要素の相互作用」を「理解」しようとする姿勢である。だからこそ、「その理由を当人と一緒に探す」必要がある。そしてそのような「本人を取り巻く全体的状況や実存の現れ」を共に探求することは、従来の「症状」のみに着目する「医師」のあり方と、全く別のあり様でもある。」127P・・・関係論的なのですが、廣松物象化論の実体主義批判を押さえると、「あ

らゆるレベルの「構成要素の相互作用」というところは、関係性総体の中の項の連関をとらえ返すとなります。そうすると「結果」という因果論的な志向から抜け出せるのです。ですが、一応そういう観点を持ちつつ、ときには、因果論的なところは「」にくくるところで使っていくこともときには必要になります。たとえば、地動説の立場をとりつつも、「日の入り」「日の出」という言い方を使うことを妨げることはならないように。

「生産」を問い直す

バザーリアの引用「医師や精神科医が実際に施す治療は、疎外という意味をもたざるをえません。医療の唯一の目的が、初めは労働者として、次に病人という商品として、生産の歯車の中に病人を復帰させることであるかぎり、そうなるのです。このような治療は、人が主体的に自己表現するのを明らかに妨げています。こうして医師と病人の関係性は支配関係や権力関係になるのであり、この矛盾から抜け出すのは困難です。」128P・・・「労働」とか「病人という商品」という観点で、治療ということのもつ意味をとらえ返していることに留意

狂気と理性

バザーリアの引用「狂気は人間の条件の一つです。私たちのなかには狂気が存在しています。理性が存在するのと同じように、狂気も存在しています。文明社会というためには、社会が理性と同じように狂気も受け容れなければならないのです。ところがこの社会は、狂気を理性の一部として受け容れます。したがってこの社会は狂気を排除する役割を果たす科学の力で、狂気を理性に変えようとしています。」129P

「ゴミ屋敷」の問題での生徒との対話 130-1P

変えるべきは、誰の何なのか？

「治療」は、狂気の状態にある人の「主体性」を快復するためにあるのか、はたまた「病人が生産の歯車のなかに戻れるように」するためなのか？そして、後者の場合なら、「あらゆる医学的知識の内容は病人を管理し抑圧するためにある」のではないかと、喝破しているのである。このような管理・抑圧的な構えでは、患者との協働関係は生まれようがない。／では、どのように反転したらよいのか。それが、「心病む人に向けて、そして心病む人とともに複雑性と相互性の研究」を行うこと、つまりは「病人とのあいだの協働関係と相互関係の研究」を進めることである」132P日本の北海道浦河町の「ベテルの家」の当事者のコミュニティにおける当事者研究—「複雑性と相互性の研究」132-3P

「病人とのあいだの協働関係と相互関係の研究」を真に生み出そうとするならば、精神病患者ではなく、医師や看護師こそ、まず変わらなければならない、とバザーリアは主張する。」133P 医師と看護師の「病院内部の社会の抑圧のメカニズム」の中での「患者」の抑圧」133P

実践の楽観主義

バザーリアのグラムシのことばの引用をしての記述「私たちの科学は、伝統的な専門技術者の敗北という根本的前提から出発しています。そうした専門技術者は『これ以外にはやりようがない』と考える人であり、『理性の悲観主義』といえるイデオロギーをもっています。新しい専門技術者は、明確な目的をもたねばなりません。つまり『実践の楽観主義』で自分の仕事を進展させるのです。」「新たな科学」134P フレイレの銀行型教育に対する問

題解決型教育 134P

客体から主体へ

バザーリア「病人の側に主体的な表現がないときには、治療は資本のゲームを客観的に再生産する以外のいかなる結果も生まないからです。」 135P

フレイレ「被抑圧者は人間として闘うのであって、『モノ』として闘うのではないことはいうまでもない。」 136P

「自らを破壊してきた」背景には、「抑圧者との関係のうちで、被抑圧者はほとんど『モノ』の状態に貶められ」た、という客体化の問題がある。」 136P

「客体と主体という関係はなくなり、二人の人間がともに「主体」になるためには、対話が必要になる。」 137P

「私たちの実践的な活動を批判する可能性と条件を、病人たちに与えることにより、「客体と主体という関係はなくなり、二人の人間がともに主体とな」ったのである。」 137P・・・？「与える」という権力関係

半世紀たっても変わらないこと

竹端さんが「師匠でもある」という大熊一夫さんが指摘した、精神病院の状態が半世紀たっても変わらないこと。

自由こそ治療だ！

「バザーリアとニィリエ、フレイレの三人は、文字通り、不可能を可能にしてみせた。強制こそが治療だ、と思われていた時代に、バザーリアは「自由こそ治療だ！」を標榜し・・・ニィリエは・・・フレイレは・・・」 139-140P

「この三人の思想に共通するのは、不可能を可能にするための、「認識の枠組みの変化」である。それが連載のタイトルにつけた「『当たり前』をひっくり返す」に込めた意味である。」 140P・・・「認識の枠組みの変化」ーパラダイムシフト

バザーリア「私たちが生活しているのは、様々な法規をそなえた資本主義国家です。国家に成立を認めさせたあらゆる法律は、民衆たちが実際の闘いを通じて勝ち取ったものです。私たちが、社会主義に基づいた法律をもてるとは考えられません。私たちが手にするのは、多かれ少なかれ改良主義的な改革です。それを積み重ねることにより、国家の論理を変えていく、とりわけ人々の文化の論理を変えていくということです。」 140P・・・イタリア伝統の構造主義的マルクス主義とか構造改革派といわれている思想、再評価の必要性？

「「国家の論理を変える」ことを第一義に置くと、うまくいかなければ<政治が悪い>という月並みな結論で終わる。そうではなくて、この三人は、政治が悪いで終わらさずに、現場での変化を積み上げていったからこそ、『当たり前』をひっくり返す」ことが可能になったのである。社会を変える前に、まず自らの「認識枠組み」を疑い、強制ではなく自由こそ治療だ、アブノーマルな施設ではなくノーマルな生活環境の提供を、被抑圧者が抑圧を自覚できるような教育を、と理論や実践を変えていった。これこそが「実践の楽観主義」の真の姿なのだ、と改めて気づかされた。」 140-1P・・・ひっくり返せているのか、返せるのか、唯物史観と構造改革派との対話の必要性

資料

解説・翻訳 長瀬修「障害者権利条約中華民国（台湾）初回報告総括所見（上）」

読んでいて感じたのは台湾でも日本と同じような問題がというより、どうももっと酷い状況のようです。中華民国は国連を脱退していて、国内法で権利条約を「批准」し、国際審査委員会から審査を受けるシステムになっているようです。で、権利委員会の審査にならなくて、隣国が委員長を務めるという慣例で、日本の長瀬さんが委員長になっているとのこと。わたしは国というところにとらわれていくこと自体をなんとかしなくてはと思っています。ですが、国連ですから、国単位の発想にならざるを得ないのでしょうか、長瀬さんは国連の職員とかも務めていたひと、ですから、個人レベルで何か役割を担っていくシステムなら分かるのですが、国レベルで考えると、選択議定書を締結していない国が、他の国の審査にあたるというのはおかしいし、そもそも日本の酷い状況（精神病院の長期入院や拘束、分離教育などなど）や国連からくり返し勧告を受けている状況をさておいて、他の国を審査するのはどう考えてもおかしいのです。むしろ政府報告に対するパラレルレポートを書いて、日本の酷い状況を改めてからののはなしだと思うのです。何か、違和を感じていました。これは運動というところから研究にも手を出している者の感性で、位相が違うことでしょうか。

読者の広場

「障害学研究会」で文を寄せていたひとだと思うのですが、鶴田雅英さんの「相模原事件の特集号メモ」の文が載っています。市井の研究者として注目しているひとです。

編集後記

たわしの読書メモ・・ブログ 483

・『季刊福祉労働 159号 特集:トリプル報酬改定から社会保障の今後を読む』現代書館 2018

雑誌積ん読していたもの集中学習の3冊目です。

制度の問題、わたしは基本的考えとか原理論的なことをやっていて、なかなか学習できていないので、こういう特集はとても役に立ちます。

まだ、目次に沿ったメモ書きを続けてみます。

見開き写真・文 西村仁美「14年目の「湘南亀組」と「スングウォン」による草の根日韓文化交流」

「湘南亀組」とは接点があって、いろいろ活動の様子はみていたのですが、韓国との交流もやっていたのだと知りました。これからは、障害問題のみならず、草の根の交流が大切になっています。国という枠組みで考えていたら、ろくな事にならないと、昨今の政治状況をみていて感じています。

特集：トリプル報酬改定から社会保障の今後を読む

・駒村康平「社会保障制度の課題と二〇一八年度予算の動向」

総論的なことで展開されていて、とても参考になるのですが、そもそも福祉予算の削減というところに規定されていく状況をどうしていくのか、そもそも福祉とは何なのかから

考えていくことが必要、という運動サイドからの課題があります。

二〇二五年問題がクローズアップされているのですが、著者は「高齢化の負担が一番高くなるのは二〇二五年ではなく、人口の多い団塊世代と団塊ジュニアが共に六五歳以上になる二〇三〇年から二〇五〇年頃が一番厳しくなるであろう。」20Pと指摘しています。最後のフレーズがもこの論攷の内容を最も的確に表しています。「急速な社会保障制度改革、老後生活や年金水準への不安、セーフティ・ネットワークへの不安、仕事と介護の両立不安、高齢者親族への心配といった事柄が、人々の認知機能を低下させるというこれまでに注目されていないルートで社会経済に深刻な影響を与えるのではないか。急速に変化していく社会保障制度に国民が対応できるのか不安である。」24-5P・・・この「認知機能」ということばは、著者のキーワードになっていて、説明がついています。「ここでの認知機能とは、認知症といった文脈ではなく、「外からの情報を受け取り、それを加工しある種の判断をした上で実際の行動を遂行する精神機能」24Pという記述です。・・・何か誤解を生みそうな概念なのですが、何をいわんとしているのかの内容でとりあえず評価できるので、この概念を使ってみます。まず、外からの情報自体が、隠蔽歪曲にさらされているという政治状況があります。そのことが「認知機能」の低下をもちらします。そして、最後に「国民が対応できるのか」ということを書いています。そもそも社会制度の変革ということが意味不明の内容になっているのに、なぜそれに「国民」が合わせる必要があるのでしょうか？よく、「この国のひとはなぜ投票にいかないのか、投票率が低いのか」という批判を、運動を担っているひとたちも言っているのですが、むしろ「国民」のひとつの対応なのです。それは、何をやっても政治は変わらないというところの「認知機能」が働いているのです。だから、まさに「国民」の間で、「ぼっくり死にたい」ということばが広がっているのです。それは「ケセラセラなるようになる」という世相の広がりにも通じています。まさに「認知機能」の低下です。これは、福祉だけの問題ではなく、大きな政治状況の問題で、わたしはむしろ「認知機能」の中で働いている民意を無視し強行採決をくり返す政治が創り出していると押さえています。だから、「障害者運動」も、大政治的な状況も押さえつつ、そこへの働きかけをしつつ、きちんと民意を創り出し、民意を反映させる運動が必要です。福祉というパイの分け前論に陥ってはならないとも言い得ます。「社会を変えようとする」運動の総括の中から、政治は変えうるのという新しい運動を創り出していくことなしには、ますます「認知機能」は低下していくでしょう。そもそも「認知機能」を低下させるのが今の政府がやっていることなのですから、それにきちんと対峙していかななくてはなりません。

・川名佐貴子「制度の変質、決定づけたダブル改定——暮らしの支援よりベッド数削減を優先」

「目先の対応に迫われ、議論が深まらず、ほんとうに必要なことは国民に見えない。安倍政権になってから介護政策がペラペラになってきているように思う。」27P

「(介護医療院を創設、転換促進などは) 本人への給付という介護保険理念からも大きく逸脱していると言わざるをえない。」29P

「リエイブルメント (再自立)」32P・・・再自立というよりむしろ再チャレンジ

「日本では、自立支援、重度化防止の評判が芳しくないのは、行政が給付抑制＝お金しか

考えていないことが見え見えだからではないか。」 32P

「通所介護は大規模事業所で大きく減算。前回の改定で小規模を給付削減の対象とし、今回は大規模。「節操がなさすぎる」「何をしたいのか分からない」という声も聞こえてくるのも当然だ。住み慣れた地域で暮らし続けられるように地域包括ケアを推進すると言いつつ、福祉系住宅サービスには厳しい評価だ。」「結論は、医療高福祉低、施設高在宅低。」

34P

・三原 岳「自立支援介護の是非を問う—介護報酬改定と制度改革の論点」

削減の議論が先行。法改定の予算のわずかな削減で福祉が大幅に変わるという内容が伝わってきます。

「自立支援介護の問題点、「自立」の意味を「要介護状態の維持・改善」と狭く捉えているほか、介護保険制度を巡る財政問題の深刻さを見えにくくする問題がある。」 要旨 35P

「今回の改定の柱は①医療・介護連携の強化②自立支援介護の推進」「国民から見れば、医療・介護の境界線など本来どうでもよい問題であり、費用を抑えつつ良質なサービスを受けられるのであれば、それ自体は望ましいことと言える。」 36P

問題点「①「自立」の意味を狭く捉えている点。②仮に「自立」を要介護度の維持・改善としたとしても、すべての高齢者が「自立」できるわけではない点③複雑な生活をカバーする介護の「質」を説明数字で測るのは難しい点、さらに自立支援介護はADLに偏重しており、これからのニーズが増加する認知症ケアには役立たない④本人が望まないリハビリテーションを強要される恐れという点⑤自立支援介護が本来の財源論議から目を背けさせる可能性がある点。」 要約 40-2P

・小島美里「惨憺たる介護保険(在宅系)報酬改定——「障害があっても、高齢になっても、地域で共に」の原点から」

この著者の論考は、きちんと福祉とは何か、ということを押さえた批判的観点を持っています。大切な文で、切り抜きメモがちょっと長くなります。

「改定のたびに使い勝手が悪くなり、利用する人々＝「弱い」立場にある人々を切り捨てて顧みないものになってしまった介護保険制度。システムが人に添うのではなく、人がシステムに添わされ、介護現場は変更を繰り返すシステムに疲れ果てている。制度に振り回されることなく、もう一度自分たちの原点を振り返ることが求められている。」 要旨 43P

・・・これは全てに通じる提言、今日、わたしたちは国家の論理に振りまわされています。国家などというものがあるから戦争が起きます。必要なのは福祉であり、国家ではないのです。福祉というのは共同性の構築からできていることで、それは膨大な富の蓄積であり、その中の個人の能力の差などは問題にならないのです。その上に立って、新しい共同性を考えていくこと。福祉のことを考えていると、大きな政治状況もとらえられ、未来社会のあり方のイメージも湧いてきます。

「この国の社会保険制度を利用する人々、すなわち「弱い」立場にある人々を切り捨て顧みないものになっている。」 43P

「今回の介護保険報酬改定で、特に在宅介護系については、利用者にも事業者にも「良いこと」などまるでない改定だった。介護報酬でたったの〇・五四%のプラス改定にもかかわらず、報酬審議の席で制度の持続性を主張する財界や健康保険組合は「プラス改定はあ

ってはない」と発言した。介護保険が始まって一八年、家族構成は独居や高齢夫婦のみ世帯が増加し、介護を家族に求めることはできない。安倍首相は、二〇一五年九月に「新三本の矢」の一本に「介護離職ゼロ」を掲げたが、介護保険制度を削ってそれが実現できるのか。本当に不思議な主張である。」44P

「介護保険は、本体報酬を上げずに条件を充たした場合にのみ算定される加算を山のようにつける手法をとってきた（最近では障害者支援にも同じ手法が使われている）。今回は「医療と介護の連携」のキーワードに基づいて、医療関係の加算のみ増えた。医療が関わらなければ取得できる「中・重度に重点化する」という名目だ。介護保険は最初から第二医療保険と言われてきたが、今回の改定はそれをまた強める方向に進んだ。」45P

「元気な高齢者はピンピンコロリを目指して介護予防に励み、要介護になった本人・家族は制度に対して物申す余力はない。そう、苦しい思いをしている人々に発信力はなく、元気な高齢者は介護を受けることが悪いことのように刷り込まれて介護予防に励み、いくつになっても生活を支える介護は不要で、いきなり重度になって医療系介護サービス（！）を受けて亡くなっていくという、アンビリーバブルな制度改正がまかりとおる国と成り果てた。」45P

「介護保険が始まってもうすぐ二〇年、高らかに謳われた「介護の社会化」から遠ざかり、自己選択も自己決定もできない、必要なだけの支援はできない制度に成り果てていくのをずっと見てきた者にとって、「地域共生」やら「我が事・丸ごと」やらは、高齢化が進んだ地域にまるなげするための理由付けに過ぎないと断言できる。／介護保険制度創設以来、繰り返し顔を出してきた障害者福祉との統合は、この改定で「共生型サービス」となって水面上に顔を出すことになった。両制度の統合は障害者制度からの強い反対で今日まで実現されることなく過ぎた。その理由は、主には「多数派弱者」の支援制度である介護保険は、支援量も支援メニューも少なく、特に自立生活を営む当事者の生活が成り立たなくなり、とても障害者サイドに受け容れられないものだからだ。」47P・・・確かにそうだけど、*分断され福祉が切り捨てられていく情況が作られ、そして介護保険に取り込まれていく情況をどうとらえるのかという問題があり続けています。そもそも福祉とは何かの議論から反撃に打って出なくてはいけないのではないのでしょうか？*

「実もふたもないが、日本の社会保障制度の推進は高度成長経済のおこぼれだった。人口減もあり、経済成長が見込めないこれからの日本で障害者や高齢者が大切にされるとは思えない、生産性がない要介護高齢者と障害者は一緒にしてしまおう、という流れで制度の統合は行われるだろう。さらに生活困窮者や児童も入れてしまおうというのが「地域共生社会」。それを逆手にとって本質的なインテグレーションを進めようと言いたいところだが、一足飛びにできることではない。／実は、私は「統合」を目指したいのだ。要介護高齢者は高齢障害者である。生まれながらの、若年からの障害者と区別するのは理屈に合わない。これまでそれを口にしてこなかったのは、「統合」は障害当事者の支援量を減らすことが明らかだと考えてきたからだ。だが、近い将来必ず「統合」に進む。それも望ましい形になることは決してないと断言できる。であれば、こちらから本来あるべき「統合」を掲げて、高齢分野・障害分野で活動する人々が手を携えるべきではないか。手をこまねいていると、無残な「統合」が行われてしまうに決まっている。二制度を維持することで障害者優遇と

攻撃されることだって考えられる。」48-9P・・・まさに正論です。分断された過去の総括から、民衆の草の根のユニバーサリゼーションが必要になっているのです。

「財政赤字を抱えたイギリスが、赤字減らしを名目に、社会保障制度削減を筆頭に緊縮財政を断行した。結果、消費は伸びず、赤字を減らすことはできなかつたと聞く。介護の現状にも同じことが言えないだろうか。介護人材が逃げていくのは、介護報酬が上がらず低賃金だから、残った人が過重労働になる、疲れ果てて虐待が多発する。すると、人々は介護サービスに対する信頼を失う。今はそんな負のスパイラルの真っ只中にいる。」49P

「一説によるとAIの発達で、半数の仕事には人間の手がいなくなるそうだ。残るのは医療や福祉介護などの対人援助、対人サービス。だとすれば、ベーシックインカムのような利益の再配分の仕組みをはっきりして、人間の働き手を手厚く遇する。まあ、そこまで壮大な話とはともかく、超高齢者社会は当分続く。障害者も高齢化が進む。まともな支援を提供する制度がなければ、社会の荒廃は進む。」50P・・・「壮大な話」が今必要になっているのだと思います。「社会は変わらない」という諦観からなんとかしないと、この状態が続いていくのです。

・茨木尚子「障害者福祉報酬改定の概要と課題——障がい者総合福祉法骨格提言からみた今回の改定の課題と今後の方向性への危惧」

この著者は、「骨格提言」をまとめた福祉部会の副会長だったひとです。で、「骨格提言」が出された経過を押さえて、それがどうなっていくのかの危惧と今後の課題を書いています。そもそも、民主党が官僚支配からの脱却—政治主導を掲げて政権をとり、そのひとつの象徴のようなこととして「障がい者制度改革推進会議」が「障害者」当事者委員が「過半数」という構成で作られ、その下に「福祉部会」が作られ、「骨格提言」がなされたのですが（わたしも幻想を抱かされパブリックコメントを出していました）、それをほとんど無視して官僚が法案を提出してきて、それが法案になっていきました。まさに政治主導が破綻した典型的事例なのです。わたしは会議のビデオや議事録や議事録を見ながら、怒りに震えていました。なぜ、「障害者」がこけにされたと怒って、委員のひとたちの中から辞任するという事態が生まれえないのか不思議に思っていました。組織を背負って出ているとか、それでも少しはよりよいことという志向が働いたのでしょうか？　そもそも、わたしのような幻想などにとらわれていないで、過渡として受け容れたのでしょうか？　この著者の文も、何かそのことの怒りとか総括のようなことのない、第三者的コメントになっています。まあ、学者としての立場なので、そのようなことを求めるのが筋違いなのでしょう。わたしは、共同性を求めて、ないものねだりをしてしまいます。ともかく、総体的におさえてくれていて、問題をおさえる作業として大切な資料なのですが。

「はじめに」で「そもそも障害者総合支援法は、障害者自立支援法違憲訴訟による国と訴訟団の合意により、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な障害者福祉法策定することから取り決められたことから生まれた法律ではあった。新しい法律は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で検討され、合意された「骨格提言」を踏まえて策定されるはずであったが、結果としては自立支援法の内容をほぼ周到するものにとどまった。成立の際、「今後、段階的、総合的に、『骨格提言』の実現を目指す」と、当時の厚労省副大臣は我々部会メンバーに明言した。今回の法改正、それに基づく報酬改定は、「骨格提言」の実現に

近づく内容となっているだろうか。その概要を検証していきたい。」 51P と書いています。

で、「骨格提言」の簡単な押さえ「①障害のない市民との平等と公平②制度の谷間や空白の解消③障害種別や地域間での格差の是正④長期入所や入院という放置できない社会問題の解消⑤障害当事者のニーズにあった支援サービスの実現⑥障害者の地域生活を支える新たな支援の実現のために安定した障害者福祉予算の実現」 52P

三年後の見直しの一〇の論点「・常時介護を擁する障害者等の支援について／・障害者等の移動の支援について／・障害者の就労支援について／・障害者支援区分を含めた支給決定について／・障害者の意志決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方について／・意思疎通に支障のある障害者支援について／・精神障害者の支援について／・高齢の障害者支援について／・障害児支援について／・その他」 52P

横浜市の事例が 54P に書かれているのですが、その議論の内容は、シャドーワークが必要になっていくのに、それにお金がかからないという、現場を知らない、もしくは知ろうとしない福祉制度の議論になっているという内容です。

「今回の改定は、「法律は大きく変えられない、計画的、段階的目標である『骨格提言』の実現に近づけていく」という国の方針を踏襲したものである。しかし、他の障害のない市民との平等の下での社会参加の実現という障害者権利条約の原則に立ったとき、サービスの利用解釈を少しずつ変更することや、必要な支援の報酬単価を調整するという供給手法で、いったいいつそれが実現されることになるのか疑問を感じざるを得ない。福祉政策の枠を超えて、そもそもの障害や平等についての議論の深まりや、新たな政策展開の必要性を強く感じる改定結果となっている。」 55-6P

「身体的介助を受けながらも自立は可能とした自立観や、家族ではなく、利用する本人の自己決定や選択を尊重する介助関係は、障害者当事者側が構築してきたものである。これらと介護保険における介護サービスの理念や内容の相違点は、今後乗り越えられるのであろうか。むしろ、圧倒的多数に供給されている介護保険サービスのあり方に、障害者福祉サービスが巻きこまれていく危険性はないだろうか。改めて障害者福祉の独自性を明確にしていく必要があるのではないか。」 56-7P・・・そもそも「自立とは依存先を増やすこと」という、自立と反対語の依存を使った反転的テーゼが出てきています。「自立」という概念なり、人間観、世界観から変えていくことが必要になっています。

「障害者が地域社会の一員として、「他の者との平等」の下、必要な介助等の福祉的サービスを受けながら市民として自立して暮らすための新たなシステム構築という視点が、この政策に存在しているように思えない。財政、人材などの財源が不足しているから、地域でのマイノリティの支援を統合化し、できる限り、自助、互助を公助の前提として制度に組み込んでいきたいという国の思惑がそこに透けて見える。」 58P

・今村 登「二〇一八年度障害福祉サービス報酬改定をどう見るか」

重度訪問介護がそれなりに評価することがあるという押さえをされていて、今後の課題とかも丁寧にしてくれています。ですが、何か世論の動向に流されて、きちんと、むしろこちら側の突き出しが弱いのではないかと感じてしまいます。たとえば「介護保険のサービス開始年齢を現在の六五歳のまま据え置いて、保険料の徴収年齢のみを下げるとなれば、それこそ再び財界の反対は必至であろうし、国民の理解も得がたいだろう。〇歳児から死

ぬまで、何らかの支援が必要になった人に対してサービスが提供できるような制度に介護保険を再構築してするためとされれば、話は変わってくる可能性は高い。障害者のことは争点にならず、年齢のシームレス化でうやむやにされて国民の支持を得てしまう可能性、危険は十分ある。」65Pとあるのですが、そもそも、財界の論理、金持ちが逃げるとか、企業が国外に移るとかいう宣伝に乗った「金持ちのための政治」をこの間やってきて、累進課税を弱める、法人税を軽減するということをしながら、福祉の抑止や切り捨てをやってきたわけです。逆に、そもそも国際協調や「福祉の国際競争」というところで、ひとの生活を守るという、それこそ「持続可能な」経済政策と福祉政策という手法はあるわけです。資本主義下では、ほっておいても、保守政権はそんな政策はとらないわけで、それこそ、民衆の力でそれを勝ち取っていく運動が必要なのです。

・白杉滋朗「福祉サービス全盛の中での業就労系分野における報酬改定」

「福祉サービス全盛」ということは、コムソンの破綻などの後には、現行の政権の流れの中では、もうないのではと思います。福祉とか、福祉労働、さらには労働一般のとらえ返しが必要になっているのではと思います。共同連に関係している著者にもそのような観点があるようで、共鳴しているのですが、いくつか疑問点も。

「現代社会は生産性第一主義の価値観に支配されている。そのため生産高が低い障害者は労働市場から長年、排除されてきた。一方で、地域共生社会の実現という考え方に立脚するならば、「能力」の差異をお互い支え合い（社会的包摂）、誰もが「支え手」となり得るし、ならねばならないはずである。しかし、実際には生産高の多寡により一定水準以下の労働力は労働力とみなされず、最低賃金という最低限の所得保障からも除外（正確には減給特例）されている。「罰金（納付金）を払ってでも雇わないほうが割に合う」という義務雇用が発生する事業所の手法が法定雇用率未達成となっているのが現実だ。／国際的には「保護雇用」（sheltered employment）という観点から、支え合う雇用（援助付き就労）の下で一定の収入確保がなされる制度が実施されている。EU諸国のソーシャルファームに代表される社会的企業や社会的協同組合などはその顕著な例と言える。海外のこのような例についても精査すれば、十分な収入確保につながっていないケースもあるだろうが、日本ではILOが勧告一五九号や一六八号で求めている政策が実施されているとは、ほば言えない。」67-8P・・・「能力の差異」という概念自体、「能力を個人がもつものとは考えない」という提言からとらえ返す必要があると思います。また、労働すべしという論調は、「そもそも労働とは何か」というとらえ返しが欠落しているようにしか思えません。ベーシックインカムなどの議論をどうとらえているのでしょうか？

「何をするにしても報酬の給付に結び付けていく（＝金につながらなければ何もしない）価値観から脱却できないものか？」70P

「その（就労移行支援事業の）実態は三年間（延長も含めた移行事業の利用期限）で就労への実績が〇という移行事業が三割を超えているという現状であり、厚労省も問題意識をもっているようだ。一方で、本事業のモデルにもなった東京都育成会の「すきっぷ」などのように一〇〇%に近い実績を上げる場との二極化が進んでいる。」70P

「障害当事者やその周辺のみには認知されていない総合支援法ではあるが、この間の「悪しきA型」問題や、その結果とも言うべき二〇一七年四月よりの運用見直しに端を発した

事業所の休業止と、それに伴う障害労働者大量解雇問題がマスコミ上を賑わし、多くの市民の知るところになった点は皮肉である。「悪しきA型」の問題提起を粘り強く主張した共同連としては、ようやく問題を周知された点では評価をしたいところであるが、残念ながら厚生労働省の問題意識は、我々のそれとかなり価値観の相違がある。」71P

「一時的に長期の休養を必要としたり、遅刻・早退を繰り返しつつ就労を続けている精神障害者などが多く集まる事業所にとっては、今回の「メリハリ」は結果、死活問題となるおそれがある。」72P

「自立支援法の施行による規制緩和（参入の自由化）により製造業や販売業でなく、福祉サービス業なるものが成立し、営利事業の狩場になった観がある。この現象は介護保険とも通じるが、リタイアした高齢層と稼働年齢の障害者の社会参加を同様に考えるのは如何か。その流れに事業所運動が流される傾向には警鐘を鳴らしたいと思う。」74P・・・どうして分けて考えるのか疑問です。労働を軸に考えるからではないかと思えます。

・千葉正展「超高齢社会の本格突入に向けた医療保険抜本改革のラストチャンス」

社会福祉の全体の流れを押さえようとしている論攷です。ただ、観点がかなり行政側よりになっています。まあ、それはそれなりにむしろ参考にできるのです。

「今回の同時改定は、時に相反するよう見えるこうした様々なモザイクを丹念に解きほぐし、超高齢社会を乗り切れるよう仕組みを変えていく、とても難しい舵取りが求められた改定だったと総括できる。」75P

「(経済成長下の)一九七三年の老人無料化・・・(中略)・・・第一次オイルショックが発生し、わが国の高度経済成長は終焉を迎え、無料化の財政基盤がなくなってしまった。／これ以降、今日に至るまでになされた医療制度改革は、医療保険財政の破綻を回避しつつ、社会に存在する医療資源をすべての世代の医療ニーズにマッチングさせていくかの戦いの歴史だったと言える。医療計画による病床数の総量規制の開始、老人医療を老人保険制度として再編、老人医療費の定率負担の実現、療養病床の区分の創設、積極的な医療を要しないニーズを介護として受け止め、社会でこれを支えていこうとする介護保険制度の創設などいずれもそうした流れの制度・政策である。」76P・・・経済動向に左右されない福祉政策がむしろ必要で、それを「持続可能な」という名の下に福祉の切り捨てに走る政策こそが問題だと思うのです。そもそも福祉とは何か、という議論が欠落しているようにしか思えません。そもそも、いのちや生活に関わることと資本の論理がマッチングしないのだと言い得ます。

「医療保険に目を戻そう。このような厳しい社会保障財政事情のなか、真に効果的な医療提供体制の適正化に向け、医療保険や医療制度は量的規制から質的な規制へと重点がシフトする。」79P・・・「効果的な」とか「適正化」という事の中で、医療が機能していない現実を見ようとしていないのでは？

「一般病床（七対一～一五対一）・療養病床としてくくられてきた病棟を、「高度急性期」、「一般急性期」、「長期療養」という形で医療の担う機能によって病床を性格付け再編し、真に地域の医療ニーズに適合するような供給体制にもって行こうとする政策がとられることとなる。」79P・・・このところには図が付けられていて、分かりやすいので参照。機能による分類で何が起きるかの検証も必要。

・桜井啓太「生活保護の「特殊化」とナショナル・ミニマムの放棄——生活扶助再引き下げと母子加算等の減額」

最後のセフティネットと言われる生活保護の引き下げという信じられない事態に直面しています。そのことを福祉論から読み解いています。短い論攷ながら簡潔に論理的に展開してくれています。

「母子世帯のみならず多くの世帯において九〇年前後の扶助基準相当に下がることから、一連の引き下げによって日本におけるナショナル・ミニマムの水準が四半世紀以上過去にまで後退したともいえるだろう。」 85P

生活保護の見直しの内容①生活保護基準の引き下げ・再引き下げ②有子世帯の加算・扶助の見直し（母子加算／児童養育加算／学習支援費）③後発医薬品の原則化 89P

「社会福祉学者の岩田正美は著書のなかで、社会福祉事業を分類する「一般化」と「特殊化」という概念を提唱している。「一般化」とは、一般的な労働と生活の様式に沿ってそれらを維持する目的でなされる社会福祉の事業の形式を意味し、「特殊化」とは一般的形式とは異なった「特殊・特別」な「場所」へと接合していくような形式を意味する。「特殊化」の例として、特別支援教育や、各種の保護施設などが典型とされる。生活保護制度は、所得・資産制限が存在するという意味では、「貧者」に選別された者のための制度であるが（選別主義）、そこで提供される扶助の水準「国民最低限（ナショナル・ミニマム）」、すなわち、すべての国民に認められる健康で文化的な最低限度を保障するものである。この意味で生活保護制度とは、一般的な（最低限度の）「生活保護」という「一般化」形式の事業であるといえる。」「生活保護制度は、本人の稼得能力にかかわらず人びとに一般的な生活様式を保障するための仕組みであり、それは国のこれ以上譲ってはならないボトム（最低限）を定めることと同義であった。」 88-9

「近年の改革はこれらがなし崩しにされている。保護の基準はもはや、働かずに生活する者に税金から支給される金額の多寡としか理解されていない。基準の引き下げに伴い、修学援助等、低所得者向けの四七事業が対象者縮小などの影響を受けるといわれている。政府は一八年見直しを決めたのち、「できる限り（他制度に）影響が及ばないようにする」との見解を示した。しかし、これは本来おかしな話である。生活保護基準がナショナル・ミニマムの代理指標である以上、保護基準を下げることは他の制度の適用水準を下げるということである。生活保護利用者の保護費のみを一九九〇年前後の水準まで引き下げ、他の低所得者向け事業は従前に保とうとする政府の行為は、生活保護のみを「特殊」なものにしようという行いに他ならない。」 90P

「ある特定のカテゴリー集団のみを「特殊化」して、一般の生活様式とは異なる劣等の水準を認めるような方法は「分断統治」の典型である。」 90P

「本当に問われなければならないのは、分断された「彼ら」の処遇ではなく、「私たち」の社会のあるべき姿であろう。」 91P

・柴田靖子「なぜ重度訪問介護報酬新設は、シンプルにならなかったか——入院時付き添い介助一年を振り返って」

「なぜシンプルに「サービス提供場所が拡大し、入院先でも可能になります」というお達

しにならなかったのか。医療現場が実情に沿う意見を出さず、旧態の仕組みを継承したがるのはなぜ？医学が未だに信じている“正常”の絶対基準のせいだ。「基準外は未だに“異常”で医療管理のものと療養する患者。だから介護・介助も看護」……なわけない。“常”な人“常”な時につきまとうような、医療」93P・・・医療を根底的にとらえようとしています。

・松浦武夫「社会が向かい合うべき障害・障害者という課題の確認を」

「しかし総体としての社会保障費抑制が二〇一六～一八年度引き続き行われ、経済財政諮問会議では、加藤厚生労働大臣が「介護の生産性向上」という効率化を目標の一つに掲げています。」94P・・・介護の世界に効率化を求めると、虐待やいじめが起きてくるということが分からないようです。そもそも、厚労省大臣は、予算をぶんどってくる立場なのに、抑制の旗振りをしたのではとも、思えます。

「(介護保険制度の導入で) 障害児・者制度も含めて、事業者や職員の認識に影響し、評価や効率が優先され、計画(ケアプラン)作成は当事者主体から、行政施策の意向に添った視点となつてはいないでしょうか。私は地域の施設化とは、管理と監視と効率が採算で動く、制度に隷属した生活であろうと考えます。」94P・・・医療・介護の矛盾は現在の社会構造の矛盾からきているとしか思えません。

・友澤ゆみ子「子どもに関わる福祉の現場(放課後デイサービス)から報酬改定について考える」

「(放課後デイサービスからとらえ返すと)二〇〇〇年に「介護の社会化」を謳ってスタートした介護保険制度が、この一八年間で在宅生活を支えるサービスの切り捨てがどんどん進み、在宅を支える生活介護より機能訓練や専門職によるサービスを重視する報酬体系に移行していることと「相似形」に見えてくるからだ。」96P

季節風

佐藤 聡「バリアフリー法改正法案評価と課題」

A DA法施行以降アメリカを旅行して、バリアフリーが進んでいる現実を見、日本との差を実感したという話から始まります。ですが、障害問題でかなりすすんだところがバリアフリー法や自立生活運動と言われています。

短文ながら、バリアフリーに関して簡潔に整理された文です。

「バリアフリー法は日本を劇的に変えた法律だ。一九九〇年の東京には四七六の駅があったが、このうちエレベーターが設置されて車いすで自由に利用できる駅はゼロだった。二〇一七年三月の東京には七五七駅あり、段差が解消され車いすで利用できる駅は六五八駅(八七%)となった。わずか二十数年で、車いすでは全く電車に乗れなかった街が、ほとんどの駅が車いすでも利用できるようになり、どこにでも自由に行けるようになった。まるで別の国のようだ。これは紛れもなくバリアフリー法の成果である。／バリアフリー法は障害者のみならず、全ての人にとってまちづくりの基本となる重要な法律なのである。権利条約が求めるインクルーシブな社会を実現するために、今回盛り込めなかった課題は、引き続き改善を目指し取り組みを続けたい」101P

池田直樹「広島成年後見人裁判のその後——福山支部関連訴訟の経緯と裁判を受ける権

利」

広島成年後見人裁判、「知的障害者」が成年後見人になったことによるトラブルで、訴訟合戦になっている様子を、そもそも成年後見人に指定した裁判所の責任問題から、訴訟能力を認めさせる人権裁判になっています。問題は複雑のようにとらえられますが、「この裁判は、知的障がいのある当事者が、代理人の支援を受けながら、訴訟という手続きの中で「当事者として訴訟活動をする地位を認める」、「当事者を無視したことは許さない」という分かりやすい裁判です。」105Pとまとめています。

貴嶋さとみ「三七年前と変わらない建物の中——疾病者が出るたびに閉鎖される施設」

感染症がでると閉鎖空間になる施設の現状を告発しています。

インターチェンジ 交差点

押部香織「教室の中で 「共に学ぶ」のスタートライン」

病弱学級の担当になった著者が、「共に学ぶ」ということで、交流学級にできるだけいるということをめざし、実践している様子をいろんなエピソードを交えて書いています。

小園弥生「行政の窓口 “ガールズ”（若年無業女性）支援の現場から」

横浜市男女共同参画センターで開講して十年目なる「ガールズ編しごと準備講座」のはなしです。ガールズとは一五歳から三九歳までの単身女性（学生、シングルマザーを除く）のこと。

「ガールズ応援サイトには「自立のかたちは人それぞれ」と書いている。講座のなかでは、まず自分を大切にしよう、何に困っているのか探っていこう、困りごとを解決するために使える資源は人により異なるので自分が使えるもの使いたいものを探して組み合わせよう、相談しよう、人とのつながりを増やそう、と繰り返し伝えている。」110-1P

奈良崎真弓「街に生きて 障がいのある人にもっと出会って知ってもらえれば、差別はなくなる」

連載の最後、家族のこと、仕事のこと、これからやりたいことを書いています。

石田 力「施設から 美深のぞみ学園施設解体の軌跡③—退路を断った施設解体」

施設の解体に向けた動きを書いています。

「平成二十年八月に、入所施設の廃止届を提出し、私たちは、退路を完全に断ちました。もう、後戻りできません。」114-5P

「施設に入所させられていた経験のある人たちは、居室がある限り、再び入所させられるかもしれないという恐怖感を常にもっていることを Fさんから学びました。」115P

「入所施設での最後の宿直は私が勤めました。夕食は六名の入所者たちとジギスカンを囲み「最後まで美深のぞみ学園に残ってくれてありがとう、一八年間、この施設に閉じ込めていたことを許してください」と心から詫言いました。」115P

障害者の権利条約とアジアの障害者 第三十回

中西由起子「権利条約の政府報告⑤第六条 障害のある女子」

各国の状況はかなりばらばらで、日本でも最近出て来ている女性「障害者運動」の中で、複合差別の項目をきちんと取り入れていくことが必要になっています。

社会を変える対話——優生思想を遊歩する 第八回

鈴木 良×安積遊歩「殺伐とした競争社会で最も抑圧された重い障害をもつ人がもたらす共感」

鈴木さんが「生き残れ」とはっばをかけられ、「気付いたら誰もいなかったということが、ものすごくショックだった」「てっぺんに行くと、その風景があまりにも殺伐としていて「何もなかった」。ものすごい喪失感、寂寥感に陥りました。」 119P

鈴木「あまりにも心が殺伐としているから。二つの出来事（阪神淡路大震災とオーム真理教事件）に対する若い人たちの動きに共感したのもその殺伐感があったからです。」 120P

「(グループホームで仕事をしていて) とにかく最初の三ヶ月は嫌だったけど、次第に皆を人として見れるようになっていく。そうすると嫌だった自分が消えていって、逆に来たい自分が出てくる。話したい、会いたいとか、そういう感じになっていった。」 120-1P

「(パレスチナで)言葉を話せないことがどんなに大変かを自分の身で実感しましたから、重い知的障害をもつ人に対する共感も心の中に更に深まったと思います。」 122P

「ラルシュ かなの家」 122P

安積「良さんの活動が非常に興味深いのは、知的な障害をもつ人との対等な関係性が社会の中で最も大切なのだという確信が見えるところです。良さんにとっての障害をもつ人の存在というのは、研究者や支援する側の人の一方向的なものでは全くないのですよね。それと私もフィリピンの人たちとの繋がるなかで、日本の障害者運動にだけ埋没しないいろいろな学びをしました。良さんにとっては、それがパレスチナの人たちとの関係なのだなと、お聞きしながら感じました。」 123P

現場からのレポート

山本勝美「優生保護法下の強制不妊手術問題に挑んで——最前線からの報告」

日本での優生保護法の動きを押さえ、この問題に長年取り組んできた著者の立場から、「強制不妊手術に対する謝罪と補償を求める会」を結成し、厚生労働省と交渉を重ねてきて、裁判提訴が相次いでおきマスコミもとりあげ、議員連盟も結成され、「今ほど凄まじい動きをかつて経験をしたことがあるだろうか」 131P という状況になっています。

印象に残った文、著者が活動の中で得た実感「社会的連帯とは、未知の人々の間ですら仲間意識の下で交わされるこういうふれ合いのことなのだとすることを、私たちはその体験からかみ締めた。」 127P

堀 智晴「なぜ、インクルージョンをめざすのか？——第六十七次日教組教育研究全国集会報告」

教研集会に長年関わってきた著者の共同研修者としての総括も含んだ報告です。試行錯誤のかなりカオス的なこともあるのですが、迷いながら、まとまらないことも大切というような感じがあります。

印象に残った文の切り抜き。

「合理的配慮とは障害のある子どもを何とかすることではない。その子どもの<まわり>が変わること。変えるのではなく、変わっていくような関わりを先生はしてほしい。つまり<まわり>の最初の人は実は先生自身。先生が少しぶれるとその影響は小さくない。そこ

から始まる。また、まわりの子どもが変わると言っても、一人ひとり異なるので単純に予想ができず、思うようにはいかない。」 136P

「子どもとの関わり方、大きく二つに分けられる。その一つ目は、教員が方針を決めて指導するという関わり方。スタンダードを決めてその力がつくように取り組む。また関連機関が連携する。二つ目は、子どもに任せて見守る。徹底して待つという関わり方。多くの先生は一つ目の方法をとる。それこそが先生の使命と考えている。一つ目の方法から二つ目の方法へと転換したことがあるというのは、わたしの経験では先生が自分の価値観が変えられてひっくり返ったからではないかと思う。」 139P

「私は大学紛争を体験して、相手を尊重するからこそ<真剣に批判する>というのを基本的姿勢として自分の人生を生きてきた。「連帯を求めて孤立をおそれず」という言葉もあった。」 142P

竹迫和子「障害児・者の高校進学二〇一八年、春」

「適格主義批判」というところでの運動の二〇一八年春の状況を報告してくれています。

西村仁美「今日も「順調に」問題だらけ！——十四年目の草の根日韓合同文化公演」

巻頭クラビアにつながっている文です。タイトルは、「べてるの家」のスローガンの援用？

資料

解説・翻訳 長瀬修「障害者権利条約中華民国（台湾）初回報告総括所見（中）」

連載二回目。次回にもまとめてコメントします。

編集後記

「むしろ現状の公的施策だけでは「自立」できない様々な課題を抱えた人を一括りにして特殊化＝二流市民扱いしていく方向性も垣間見える。」 164P

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 76号」アップ(19/2/12)
- ◆ホームページ→「Ⅲ.文書」→A.反障害関係文書→『「反障害原論」の補説的断章」への草稿群』→[「障害の社医学モデルと「社会モデル」の統合という錯誤」](#)をアップしました。
- ◆ホームページの更新作業、「反差別資料室 C」の充実が滞っています。特に、文献の整理が進んでいません。読書計画をかなり動かしているということもあり、そちらの作業がストップしています。立て直す中で、また進めていきます。

「反情報・コミュニケーション障害」コーナー(18)

手話文法試論(3)

手話には独自の文法があるという話がどこまで手話学習者に伝わっているのでしょうか？

ここでいう手話とは日本手話のことです。今、手話言語法の制定運動を、全日本ろうあ連盟（後、全日ろう連と略します）が進めています。その全日ろう連の法案には、「独自の言語体系を有する・・・」と書かれています。「日本語」（日本音声言語—日本書記言語という意味）、そもそも 日本語 という言葉は日本の国語とか言う意味で、少なくとも日本音声言語—日本書記言語と日本手話ふたつを指すことばです。ですから、日本音声言語—日本書記言語を 日本語 と表記するひとがいるのですが、これは、国語とか言う意味での 日本語 と区別して括弧付きの「日本語」と表記することです。

さて、一方で全日ろう連は「手話はひとつ」ということを突き出しています。わたしは手話学習過程で、手話には伝統的手話と日本語対応手話かがあると教わりました。それは、「ろう文化宣言」が出て、その中で日本手話と手指日本語という表記で整理されました。その話でストーンと落ちたのです。その「手指日本語」という表現には、いろんな対話の中で、後ろに「(日本語対応手話)」と付け足しされるようになりました。前述した「日本語」の問題も含めると「手指日本語(日本語)対応手話」となります。ですが、「ろう文化宣言」自体の理論的整理がなされないままに、その後に出された「ろう文化宣言以後」という文は更に混乱に拍車をかけました。全日ろう連のひとたちと「ろう文化宣言」を出したひとたちとの対話は、「ろう文化宣言」の流れのひとたちから『手話を言語と言うのなら』という本が出て、整理されていくのではという期待があったのですが、なかなか対話が進まないようです。これについては、『反障害通信 75』の一連の読書メモを読んで下さい。もうひとつ、「ろう文化宣言」自体の混乱があると思います。(註)。

さて全日ろう連の主張の混乱のその端的なことは「手話はひとつ」という主張なのです。「手話がひとつ」となると、対応手話と言われることにも、独自の言語体系とか、独自の文法をもっているということが言えるのでしょうか？ 言えないとしたら、「対応手話」と言われていることの存在の否定になります。実際は、日本手話ということ自体があいまいにされている現実があります。わたしは公的な援助のある手話講習会で対応手話的ところで学びました。そこで文法の話も出てはいたのですが、きちんと整理された文を探し得ていません。ですから、自ら文法試論という形で文をなし、対応手話にも文法はあるとしたら、「日本語」の文法であるということを示すためにも、「日本語」から独立した言語体系のとしての日本手話の文法のようなことを示してみたいと思います。

◎手話そのものの構成論

(1) 手話の語彙構成論

- a. 手形・・・説明するときには「指文字」「アルファベットの指文字」「数字」とかで説明することから始まります。
- b. 向き・・・手形の下位分類としていることもあるのですが、手話の語彙の説明をするときには、独立させた方が説明しやすいと思いますので、わたしは独立項にしました。
- c. 位置・・・位置は体の部位とかで、位置を指定し、下位分類としては身体接触の有無の問題もあります。
- d. 動き・・・動きは複雑な様相があります。また、動きの回数が下位分類とし

て出て来ます。

(2) 指差し

手話の始まり・言語のはじまり 命名判断における指差しとジェスチャー
(音声言語の始まりは、動物にもある喚起の信号的発声からの画段階的飛躍)

(3) 空間を使った表現

会話 日本地図 行政機構の上下関係 裁判所の控訴・上告 政治における右左
子どもと大人の会話・・NMMとロールシフトとも組み合わせ
日本手話では、むしろ余り空間を使った表現は少ないという指摘もあります
ただ、手話通訳的に逆に必要となるのでは？

(4) 図像性表現

C L Classifier として語られていたこと
サインマイン (カラスの歌)
OさんのNHKでの体験談 一緒に遊ぶ ついて歩く
鉛筆コロコロ ダックスフンド
釣り三題 (マグロの一本釣り、イワナ・ヤマメの溪流釣り、鯉の一本釣り)
ジェスチャーとは違うというところの押さえは必要

(5) 同時性表現

ご飯食べながら寝る 携帯電話をしながら歩く 本を読みながらごはんする

(6) 手指に依らない表現

非手指標識 (NMM; non-manual marker) と語られていること
頭の向き・動き(うなずきを含む) 表情(眉のあげさげ 唇の動き 顎の突き出し・
引っ込め 目の動き etc) 「パ」「ポ」に依る破裂音的口の動き
もっと細かい具体的な整理をしていくことが必要

(7) 手話繫辞変化論

音声言語での「雨傘」(「あめがさ」ではなく「あまがさ) などに通じること
手話での<藤><田>の<藤>の変形、アトム<愛媛>

(8) 指折り・指示し (指に別の手の指を当てる・つまむ)・<置いといて>の表現

これは「I. 手話そのものの構成論」に入る？

(9) ロールシフト RS

・行動(行為)RS

からだの向き・頭の向きを変えることによって、二人以上の会話を一人で通
訳する手法・・・日本手話的には MN で代用する場合もあるという指摘。た
だし、手話通訳的にはわかりにくくなるので、やはり必要？

・引用 RS

<何?>という語を入れて内容を展開する。これは英語の関係分詞の that とか
what に当たる (that 構文)

※各項単独で成立しているのではなく、組み合わせで成り立っている。(3) 2行目参照
[追記1「音韻論」という表記]

さて、手話の文法的な本の中で、「音韻論」ということが項目の中にあがっていました。

これは、手話は言語であるということを示すために、強調するために、音声言語と同じような文法構造があるということを示したいがために、音声言語における音韻と同じようなことが手話にもあるということで、「音韻論」という話が出てくるのだと思います。言うまでもなく、手話には音はありません。厳密に言うと、NMMに繋がることではないかと思うのですが、「パ」「ポ」という口形から来る軽い破裂音を伴うことはあるようなのですが、音韻論などということを手話の文法に持ち出してくるのは、手話が言語であるということ強調せんがためと言え、音声言語から別の独立した言語ということ突き出すことにおいては、逆に混乱を深めることになりかねません。もはや、日本手話、ネイティブ手話は言語であるという認定は、学的なところでは認められているので、音声言語の文法を用いた表記は混乱をもたらすだけなので、わたしは「構成論」という表現で整理したいと提起しています。

【追記1 「音韻論」】

さて、手話の文法的な本の中で、「音韻論」ということが項目の中にあがっていました。これは、手話は言語であるということを示すために、強調するために、音声言語と同じような文法構造があるということを示したいがために、音声言語における音韻と同じようなことが手話にもあるということで、「音韻論」という話が出てくるのだと思います。言うまでもなく、手話には音はありません。厳密に言うと、NMMに繋がることではないかと思うのですが、「パ」「ポ」という口形から来る軽い破裂音を伴うことはあるようなのですが、音韻論などということを手話の文法に持ち出してくるのは、手話が言語であるということ強調せんがためと言え、音声言語から別の独立した言語ということ突き出すことにおいては、逆に混乱を深めることになりかねません。もはや、日本手話、ネイティブ手話は言語であるという認定は、学的なところでは認められているので、音声言語の文法を用いた表記は混乱をもたらすだけなので、わたしは「構成論」という表現で整理したいと提起しています。

【追記2 手話語彙の語源】

語源など問題にするのはおかしいという批判があるのですが、それは手話の文法と同じで、語彙構成論的な学習であり、また第二言語、第三言語学習するのに有効性があるのです。ただし、語源ということは諸説あるということは押さえて置かねばならないことです。そのことは、名前の手話の作られ方として（語（漢字）を伝える、意味を伝える）ようなところからのとらえ返しも必要になります。これは、通訳論で「何を伝える」のかという問題にも通じることではないでしょうか？

註 本文最後にも書きましたが、手話、ろう運動の世界は、わたしの「障害者運動」の導き手でした。特に、Dプロの前身とも言える、「D」という冊子には多くの共鳴をもって、その編集者の木村さんに手紙を書いたりしました。その延長戦として、「ろう文化宣言」との対話を求め、手紙を出しています。

当事者主体の問題があって、紆余曲折わたしのホームページに掲載したり、消したりしていたのですが、今、どうしても整理する作業の手助けになればと改めて掲載しています。

「ろう者の問題＝民族問題??」 <http://www.taica.info/rmmm1.pdf> 1995

「ろう文化宣言以後」の以後」<http://www.taica.info/rbsii1.pdf> 2005
つい最近、「ろう文化宣言」への対話、再再度改めて書いて、まだ改稿するかも知れない文
「ろう文化宣言」の障害問題からのとらえ返し」
https://docs.wixstatic.com/ugd/6a934e_421700cd4eb84b96a8c28114dcde4735.pdf2018

最後に、わたしの立場性の問題を書き置きます。わたしは、「言語障害者」と規定される「言語の流暢性」で「障害者」と規定される立場で、「障害者運動」の端っこで運動を担ってきた立場です。「障害者運動」には当事者主体という原則があります。今回のわたしの提起がその「障害者運動」の原則を踏み外しているのではという、「ろう文化宣言」との対話以来持ち続けているのですが、この間の議論の進展、深化の状況を鑑み、あえて、原則を踏み外し、罵倒されることになっても、提起しておきたいとこの文を書いている次第です。

(編集後記)

◆今回も、月刊ペースでの発行になりました。読書メモの量が増えて、早く出さないとかかなりのページ数になるとあせっていました。また、書き上げている原稿を一部棚上げして、分割になりますが、それでもかなりの分量になりました。「読書メモ」を少しセーブし、反差別論の本稿を書き進めたいとも思っています。

◆またもや、データーの改ざん問題が出ています。一体何度同じ事が繰り返されるのか、批判する材料が増えたと喜ぶどころではなく、「いい加減にしろよ」という思いをも抱きます。ですが、それこそ相手の思うつぼです。粘り強く批判していかなくてはなりません。ただ、巻頭言に書いたように、間接民主主義は死んだ、死に瀕しているというところで、直接民主主義への移行も考え起こしていくときではないかとも考えています。

◆巻頭言、前の項に繋がります。国家というところの幻想にとらわれていくことを、きちんと批判していかねばなりません。国会議員のひとたちは、「国会」なので、国というところにとらわれて、国家主義に飲み込まれていくのでしょうか？ 民衆の運動でも、戦争法反対の運動の中でも「国民なめんな」というコールがでていました。いろいろな対話の中で、「民衆なめんな」というコールもでていたのですが、でも「国民なめんな」から抜け出せなかったようです。あの運動は直接民主主義の運動だったのに、野党共闘の参議院選挙というところに、運動を放り投げてしまいました。国家主義批判をちゃんとやっていると、くり返し国という共同幻想に飲み込まれていきます。むしろ、こんな政治状況だからこそ、改めてきちんと、原理的なところからとらえ返した運動が今、必要になっているのだと思います。

◆「読書メモ」は、『福祉労働』のまとめ読み第1弾です。まとめ読みしたおかげで、現在の福祉の現状が俯瞰図のようにとらえられました。「公助、互助、自助」の公助を削ると、国家の共同幻想が崩壊していくということを、今の政権は分からないようです。そもそも「保守政治」には、「生活を守る」ということがあったはずなのに、それをかなぐり捨てています。ファシズム的右翼の政治が台頭しているとき、民衆は自らの利害がみえてくるは

ずなのに、それでも、日常生活のルーティンされた行動の中に、差別に飲み込まれていく構図があります。今こそ、反差別というところから問題をとらえ返していく必要を感じています。

◆巻末の文、前回に「もう一個だけ残っている手話の文法に関する試論のようなこと、次回に掲載します。」と予告していたこと、メモ的な事でしかないのですが、あえて出しておきます。手話の簡略化した文法の文を探し得ていません。文法をとりあけでいるひとは、細かい文法の話にのめり込み、概略的なところで押さえる作業が出ていないのです。おまけに、「手話は言語である」ということを強調する中で突き出していた話が、整理されないままに、未だ使われ混乱を来しています。当事者性とか、専門性を形作る基礎学習的なことがわたしの中にないまま、あえて、試論の試論、メモ的なところで文を出します。

これでわたしの手話関係の論攷は一段落です。対話ができれば、そこからまた、論考は再会されるのですが・・・。

反障害—反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別というものをキー概念としながら議論していきたいと考えていきます。

■ 連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>